

6/26 火

防衛装備品

殺傷武器も輸出可

偵察車や掃海艦 政府、与党に説明

定を議論した昨年11月の与党協議など、人の殺傷や物の破壊を目的とする武器の移転は「現行の運用指針上、共同開発・生産に限定されない」説明してあつた。

今年4月、輸出ルール見直しを巡る与党協議が始

政府が防衛装備品=☆N EWSの言葉=の輸出ルールを巡り、現行制度で定められた「警戒」など非戦闘の5分野に使用目的が該当すれば、殺傷能力のある武

両党的実務者協議で、機関砲を搭載した陸上自衛隊の「偵察警戒車」や海上自衛隊の掃海艦などを示した。関係者が25日、明らかにした。

【5面に関連記事】

浜田靖一防衛相は記者会見で、輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」と運用指針は殺傷能力のある武器の輸出の可否に言及していないとして、実際の輸出は「個別に判断する」と可能と判断。自民、公明、民進は「個別に判断する」と

述べるにとどまること。国民間に説明せず、水面下で解釈変更を図ったとなりれる。与党は輸出ルール見直しを巡って議論しており輸出を認める範囲が拡大される可能性がある。政府は現在の制度でどのような装備の輸出が可能と判断しているのか、明確にする姿勢が求められそうだ。

与党関係者によると、政府は国家安全保障戦略の改